

令和6年小野町議会定例会9月会議

議 事 日 程 （第1号）

令和6年9月5日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第39号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第7まで同じ〕
- 日程第 5 議案第40号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第41号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第42号 小野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第43号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 9 議案第44号 令和5年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について
〔上程、説明、質疑、以下日程第15まで同じ〕
- 日程第10 議案第45号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第46号 令和5年度小野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第47号 令和5年度小野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第48号 令和5年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第49号 令和5年度小野町文化・体育振興基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第50号 令和5年度小野町水道事業決算の認定について
- 日程第16 議案第51号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第2号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第22まで同じ〕
- 日程第17 議案第52号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第53号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第54号 令和6年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第55号 令和6年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第56号 令和6年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第57号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第58号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決以下日程第26まで同じ〕
- 日程第24 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 議案第60号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第26 議案第61号 小野町教育委員期の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第27 議案の委員会付託

日程第28 請願・陳情の委員会付託

日程第29 報告第4号 令和5年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	橋	本	善	雄	君	2番	國	分	順	一	君	
3番	羽	生	洋	市	君	4番	會	田	百	合	子	君
5番	緑	川	久	子	君	6番	先	崎	勝	馬	君	
7番	竹	川	里	志	君	8番	宗	像	芳	男	君	
9番	水	野	正	廣	君	11番	中	野	孝	一	君	
12番	田	村	弘	文	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村	上	昭	正	君	副 町 長	菅	野	望	君		
教 育 長	有	賀	仁	一	君	総 務 課 長	村	上	昭	一	君	
企画政策課長	西	牧	英	一	君	税 務 課 長	佐	藤	金	哉	君	
町民生活課長	矢	吹	昌	之	君	健康福祉課長	赤	坂	泰	秀	君	
子育て支援課長	先	崎	秀	一	君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	鈴	木	稔	君		
地域整備課長兼 新庁舎整備室長	矢	吹	浩	司	君	教 育 課 長	吉	田	隆	君		
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	味	原	・	一	君	代表監査委員	佐	久	間	金	治	君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	郡	司	功	次	長	郡	司	治	子
書 記	鈴	木	健	之	書 記	新	田	晟	也

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和6年小野町議会定例会9月会議を開きます。
ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
5番 緑 川 久 子 議員
6番 先 崎 勝 馬 議員
を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、定例会9月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
7番、竹川里志議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 竹川里志君登壇〕

○議会運営委員会委員長（竹川里志君） 去る8月29日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和6年小野町議会定例会9月会議の会議日程については、本日から9月13日までの9日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第44号及び議案第51号並びに議案第58号から議案第61号については起立採決とし、議案第39号から議案第43号まで及び議案第45号から議案第50号まで並びに議案第52号から議案第57号については簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第58号から議案第61号については委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことと

いたします。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第8号については総務文教常任委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いします。

以上をもって、報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会9月会議の日程は、本日から9月13日までの9日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第44号及び議案第51号並びに議案第58号から議案第61号については起立採決とし、議案第39号から議案第43号まで及び議案第45号から議案第50号まで並びに議案第52号から議案第57号については簡易採決により行うことといたします。

なお、議案第58号から議案第61号については委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第8号については総務文教常任委員会に付託し、審査することと決定いたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

定例会9月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

なお、農業委員会会長より、所要により欠席する旨の届出がなされております。

次に、監査委員から報告書が提出されております。

また、教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第39号～議案第42号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第39号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第42号 小野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてまで、4議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第39号～議案第42号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和6年小野町議会定例会9月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の中、ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、条例改正案件4件、規約変更案件1件、令和5年度各会計決算認定案件7件、令和6年度各会計補正予算案件7件、人事案件4件の議案23件のほか、財政の健全性に関する比率の報告1件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、直近の主な行政諸般の動向につきまして、その状況を申し上げ、議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りたいと存じます。

初めに、先月末にかけて、台風10号の影響により、河川の氾濫や土砂災害など、全国各地で甚大な被害が発生いたしました。亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災地の一日も早い復旧を願うとともに、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

また、8月19日午前11時20分頃、国道349号線夏井字石戸屋地内において、交通死亡事故が発生いたしました。お亡くなりになられました方に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、けがをされました方の一日も早いご回復を願っております。

本町におきましては、平成29年10月11日に死亡事故が発生して以来、交通事故ゼロが2,502日間継続しておりますが、残念ながら途絶えたこととなります。

今後は、防災行政無線による周知や車両による啓発活動に加え、警察署、交通安全協会などと連携を図りながら、交通安全対策を実施して参ります。

次に、公共施設整備の進捗状況についてであります。〔仮称〕小野町児童館につきましては、工事等を発注し、並行して、運営面の検討やネットワーク環境整備、児童館設置へ向けた県との調整及び町条例等の整備、児童館の愛称募集等も併せて取り組んでいるところであります。

次に、新庁舎整備事業についてであります。建設の進捗状況につきましては、7月下旬に建築基本・実施設計委託業務を福島県建築設計協同組合に発注し、現在組合において、一定の要件を有する建築事務所に對し、設計競技の募集を行っているところであります。

また、本事業用地の取得状況につきましては、本年3月以降、用地交渉を進めて参りましたが、8月第1回会議においてご議決いただいた方を含め、関係地権者のご理解とご協力をいただき、新庁舎建設予定地における用地取得契約の締結を終えたところであります。

関係地権者の皆様に対し、この場をお借りして、心から感謝を申し上げます。

なお、今後は、町民の皆様へ事業の内容について広報等で周知を図り、ご意見をお聞きする機会なども設け、進めて参ります。

次に、次期総合戦略についてであります。令和2年度を始期とする小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、本年度が改定年度ということで、先月、地域創生総合戦略推進会議において令和5年度事業の評価検証を行い、更に、今後改定する総合戦略の概要説明を行ったところであります。

また、改定に当たっては、町民の皆様の様々なご意見を収集させていただくため、先月、現役世代や高校生世代を対象に住民アンケートを行い、現在、集計作業を進めているところであります。

今後は、ワークショップやパブリックコメントを行いながら、令和7年度を始期とする次期総合戦略の策定作業を進めて参ります。

次に、環境行政についてであります。小野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例につきましては、去る6月27日に開催されました6月第1回会議においてご決議をいただき、町広報紙やウェブサイト、チラシの配布に加え、関係すると思われる土木事業者などに関係する書類を送付し、周知を図っているところであります。条例の施行が9月1日からとなっていることから、現在、土木残土などの埋立てを行っている事業者などからの問合せがあるところであります。

次に、健康受診率向上事業についてであります。住民総合健診を昨年度より1日増やし、7月25日から7月31日までの日曜日を含む6日間、完全予約制により実施したところであります。健診内容は、特定健診、各種がん検診、結核検診、肝炎検診のほか、今年度は乳がん検診についても同日受診を可能とし、6日間の総受診者数は832名でありました。

また、住民総合健診を受診できなかった方のため、11月17日に追加健診を予定したほか、医療機関においても特定健診や各種がん検診を受診できることから、引き続き周知・勧奨を行い、受診率向上に努めて参ります。

今後は、生活習慣の改善が必要な方などに対して、保健師及び管理栄養士による保健指導を実施するほか、福島県の補助事業を活用した市町村先駆的民間プログラム活用事業において、町民の生活習慣病の予防・改善を図ることを目的に、民間企業のノウハウを活用した支援プログラム事業を実施したく、本定例会において補正予算を計上させていただいているところであります。

次に、農林業についてであります。水稻の状況につきましては、梅雨明け後は高温状態が続いたほか、斑点米カメムシ類が例年より早い時期から多く発生している状況であります。品質は前年並みとなる見込みであります。

なお、気温の上昇に伴い、水稻の収穫時期が平年より7日から2週間程度早まる見込みであります。

葉たばこの作柄状況につきましては、お盆前に収穫もほぼ終了している状況であり、病気への抵抗性品種の導入が進んでいることから、収穫量は前年並みと予測されております。単価につきましては、昨年より下がる見込みではありますが、今年度限りの予定で、資材高騰対策の補填金が措置されている状況であります。

園芸作物のうちピーマンについては、尻腐れ果が多少見られるものの、収穫量は前年並みで、価格も前年並みと推測しております。インゲンについては、気温が高い日が続いた影響などにより、7月は出荷量が前年より多い状況でありましたが、盆前から出荷量が減少し、価格が少しずつ上昇している状況であります。

次に、農業の6次産業化・発酵のまちづくりについてであります。約3年ぶりに対面による産業6次化・発酵のまちづくり協議会を開催し、3年間の取組実績の報告や令和6年度の事業計画について協議を行ったところであります。小泉先生をはじめとした委員の皆様から、様々なご意見をいただきました。

今後、ご意見を参考にしながら、旧夏井おおすぎ保育園の活用方法等も含め、施策を推進して参ります。

次に、人・農地プランに代わる地域計画の策定についてであります。農業委員会や集落農政推進協議会と連携し、地域の皆様の協力により、現況図面作成の基礎資料を作成していただいたところであります。

今後は、地域での協議の場におきまして、地域計画や目標地図の素案についてご協議をいただき、本年度中に策定するものであります。

次に、観光事業・イベントなどの開催についてであります。先月15日に開催されました商工会主催の夏まつりにおきましては、約3,500名の来場者があり、箏踊りなど各種イベントが開催され、1,000発の花火が打ち上げられ、大いににぎわったところであります。

次に、災害対策事業についてであります。災害時における地域の防災力を高めるため、8月19日付で東日本電信電話株式会社福島支店と、8月28日付で福島さくら農業協同組合と、災害時における協力に関する協定を取り交わしたところであります。

協定の内容といたしましては、東日本電信電話株式会社につきましては、災害時における通信手段の確保のため、指定避難所などにおける通信手段の確保を行っていただくものであります。福島さくら農業協同組合につきましては、災害時に食料品や応急対応資材などの提供をいただくとともに、資材の輸送拠点として、保有する倉庫をお貸しいただくものであります。

次に、公園・緑地管理事業についてであります。右支夏井河川改修事業に関連した公共空地を利用し、(仮称)荒町河川公園に旧飯豊ひまわり保育園の遊具を移設・整備し、7月より供用を開始したところであります。

今後、河川改修事業に関連して整備を進める予定のポケットパーク等について、地域住民や町民団体と協力しながら、維持管理を行っていくための手法を検討して参ります。

次に、教育行政についてであります。小・中学校におきましては、8月26日から2学期がスタートしたところであり、夏休み期間中は中学生議会を開催し、中学生議員の皆様から活発な質問やご提案をいただいたところであります。

また、昨年同様に、中学3年生を対象としたサマーショート・プログラムを実施したほか、新規事業として小学4年生から中学3年生を対象に、塾講師を配置して自習室を開放する夏休みセルフ・スタディ・サポートを実施し、延べ108名の参加があったものであります。

今後も、小・中学校と連携しながら、学力向上対策に取り組んで参ります。

次に、国際交流事業についてであります。生の英会話と異文化体験をするために、5月24日に小学6年生59名が、7月30日から31日にかけて中学2年生61名が、天栄村にありますブリティッシュヒルズにて国際交流体験を実施したところであります。

参加した子どもたちからは、最初のうちは話している内容が理解できなかったが、次第に話している内容が理解でき、よい経験になりましたとの感想が寄せられたと報告を受けているところであります。

次に、生涯学習における行事についてであります。今後の行事といたしまして、9月21日から第18回福島県市町村対抗軟式野球大会、10月12日から第11回福島県市町村対抗ソフトボール大会、11月17日に第36回ふくしま駅伝が開催されることから、出場に向けて準備を進めているところであります。

持続可能なまちづくりについてであります。まちづくりを行うためには、職員の資質向上が大変重要と考えており、将来に向けた人材育成を図ることを目的といたしまして、実務研修として、職員1名を今月17日から2か月間、北海道東川町に派遣いたします。東川町では、移住・定住施策やふるさと納税、DX推進に関する業務に従事し、研修する予定となっております。

以上、令和6年度に実施しております主要事業の一端を述べさせていただきました。

それでは、本定例会9月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第39号から議案第42号までの条例改正案件4件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第39号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、過疎地域における地方税の減収補填措置の延長により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき認定された計画によって実施した事業に係る土地、建物、償却資産を取得した場合における固定資産税課税免除となる期限を変更するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしまして、固定資産税課税免除となる対象施設等導入期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日に改正するもので、公布の日から施行し、改正後の小野町税特別措置条例の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第40号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることから、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしまして、改正法により、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されることに伴い、同項に基づく本条例第17条の罰則規定を改正するものであります。

なお、附則として、現に被保険者証を交付されている世帯主が保険料を納付しない場合における罰則の適用については従前の例による旨、規定するもので、令和6年12月2日から施行するものであります。

次に、議案第41号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運用に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容として、家庭的保育事業等における職員配置基準について、3歳児を20対1から15対1に、4・5歳児を30対1から25対1に引き下げるものであります。

経過措置として、内閣府令の施行日から1年以内の場合においては、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の規定は適用しないものであります。この場合においては、改正前の小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、この条例の施行日以降においても、なおその効力を有するもので、公布の日から施行するものであります。

なお、本条例の対象となる施設は、当町においては無いところであります。

次に、議案第42号 小野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第33条の規定による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容として、第1条中、第77条第1項を第72条第1項に、第2条第1項第1号中、第77条第1項各号を第72条第1項各号とし、条ずれを改正するもので、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第39号から議案第42号までの条例の一部改正案件4案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎発言の訂正

○議長（田村弘文君） 町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 先ほど申し上げました議案第41号について、訂正箇所がありますので、訂正させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（田村弘文君） ただいま町長のほうから、説明事項の中で訂正したい箇所があるというような申出がございましたので、これよりお諮りいたします。この席で町長より再度説明をいただくことにご理解いただけますか。大丈夫ですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町長（村上昭正君） ありがとうございます。

それでは、訂正をさせていただきます。

議案第41号であります。小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び、次が、運営のところを運用というようなことで発言をいたしました。これを運用を、運営に関する基準の一部が改正されたこ

とに伴い所要の改正を行うものでありますというようなことで、運用を運営というようなことで訂正をさせていただきますと思います。大変失礼をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 今、町長から提案理由の中で、議案第41号についての部分について、運用を運営に訂正するというような発言がございました。この訂正につきましては、議事録のほうでは、町長のほうから申出があつて訂正したというようなことで、付箋をつけまして、運用を付箋の中で運営と記述して、議事録を作るようにいたしますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

◎議案第39号～議案第42号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案第39号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてから議案第42号 小野町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括して質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第39号から議案第42号までの4議案については質疑を終わります。

◎議案第43号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第8、議案第43号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第43号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第43号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります、本案は、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現在発行している被保険者証が同日以降、発行されなくなることから、所要の変更を行うものであります。

改正内容といたしまして、第4条広域連合の処理する事務のうち、構成市町村において行う事務を定めた別表第2中、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に変更するもので、議案第40号と同様の理由により、令和6年12月2日から施行するものであります。

以上、議案第43号、規約変更案件1案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第43号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案第43号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第43号について質疑を終わります。

◎議案第44号～議案第50号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第9、議案第44号 令和5年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議案第50号 令和5年度小野町水道事業決算の認定についてまで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第44号～議案第50号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第44号から議案第50号までの令和5年度各会計決算認定7案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第44号 令和5年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

令和5年度の一般会計の決算総額は、歳入総額63億3,459万2,187円、歳出総額58億7,670万7,089円、歳入歳出差引額は4億5,788万5,098円となり、翌年度への繰越額の財源となる1億3,906万4,000円を差し引いた実質収支額は3億1,882万1,098円となりました。

次に、議案第45号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和5年度決算額は、歳入総額11億6,465万2,063円、歳出総額10億7,249万9,182円となり、実質収支となる歳入歳出差引額は9,215万2,881円となりました。

次に、議案第46号 令和5年度小野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和5年度決算額は、歳入総額1億2,221万9,143円、歳出総額1億2,134万9,491円となり、実質収支となる歳入歳出差引額は86万9,652円となりました。

次に、議案第47号 令和5年度小野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和5年度決算額は、歳入総額14億6,830万8,896円、歳出総額13億1,012万6,274円となり、実質収支となる歳入歳出差引額は1億5,818万2,622円となりました。

次に、議案第48号 令和5年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和5年度決算額は、歳入総額6,236万4,846円、歳出総額5,912万4,581円で、実質収支となる歳入歳出差引額は324万265円となりました。

次に、議案第49号 令和5年度小野町文化・体育振興基金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和5年度決算額は、歳入総額321万1,238円、歳出総額285万5,134円で、実質収支となる歳入歳出差引額は35万6,104円となりました。

次に、議案第50号 令和5年度小野町水道事業決算の認定についてであります。令和5年度の収益的収支決算額は、収入総額1億6,725万9,968円に対し、支出総額は1億5,913万9,102円となりました。資本的収支決算額につきましては、収入総額3,856万円に対し、支出総額が1億1,808万1,536円となりました。

資本的収入が資本的支出に不足する額7,952万1,536円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で384万5,177円、過年度分損益勘定留保資金で3,193万3,177円、当年度分損益勘定留保資金4,374万6,042円で補填したものであります。

以上、議案第44号から議案第50号までの令和5年度各会計決算認定7案件につきましてご説明を申し上げます。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長等より説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎決算の審査結果の報告

○議長（田村弘文君） 次に、決算の審査結果の報告を代表監査委員に求めます。

代表監査委員。

佐久間金治代表監査委員。

〔代表監査委員 佐久間金治君登壇〕

○代表監査委員（佐久間金治君） 令和5年度決算に関する審査結果を報告いたします。

まず、令和5年度におきましては、田村地方広域行政組合の解散に伴う一般廃棄物処理に係る事務の移管や新庁舎建設事業が本格化するなど事業量が増大する中、限られた人員で様々な業務を遺漏なく的確に進められました職員の皆さんの取組に感謝いたします。

令和5年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び水道事業決算につきましては、各決算書、報告書の審査に併せ、関係帳簿、証書などの関係書類と照合し、細部にわたる審査及び各課等の事情聴取を行いました。会計処理、計数等は正確であり、適正な決算と認めます。

また、投資的事業等の施行状況について、17件を抽出し、現地において審査いたしましたが、いずれも良好な完成と成果を認めます。

なお、細部にわたる意見につきましては、令和5年度各会計決算審査意見書のとおりです。

以上、決算審査の報告といたします。

◎議案第44号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第44号 令和5年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第44号について質疑を終わります。

◎議案第45号～議案第50号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第45号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第50号 令和5年度小野町水道事業決算の認定についてまでの6議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第45号から議案第50号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第51号～議案第57号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第16、議案第51号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第2号）から日程第22、議案第57号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）まで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第51号～議案第57号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第51号から議案第57号までの令和6年度各会計補正予算7案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第51号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に2億3,819万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億7,990万7,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容についてであります。歳入につきまして増額となる主なものは、町税において個人町民税現年課税分、地方特例交付金において減収補填特例交付金、地方交付税において普通交付税、国庫支出金において社会保障・税番号制度システム整備費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、県支出金において市町村先駆的民間プログラム活用事業県補助金、地域計画担い手確保支援事業補助金、ふくしま森林再生事業県補助金、財政収入において、有価証券等売却収入、繰越金において前年度繰越金、諸収入においてイントラネット・飯豊局管内光ファイバーケーブル支障移転補償金、自治体情報システム標準化・共通化事業補助金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金であります。

減額となる主なものは、町税において固定資産税現年課税分、繰入金において財政調整基金繰入金であります。

歳出につきましては、初めに、4月の定期人事異動に伴い、人件費該当費目について所要の補正額を計上し

ているほか、増額となる主なものは、総務費において、公金振込手数料、イントラネット光ファイバー支障移転工事負担金、自治体中間サーバー・プラットフォーム利用負担金、補助金等過年度返還金、低所得者支援及び定額減税補足給付金調整給付分、自治体情報システム標準化・共通化業務委託料、民生費において、国民健康保険特別会計繰出金、子ども・子育て支援事業費補助金、児童手当制度改正に伴う支給額、衛生費において、市町村先駆的民間プログラム事業に伴う経費、新型コロナ定期予防接種委託料、農林水産業費において、地域計画担い手確保支援事業補助金、ふくしま森林再生事業年度別計画袖山田尻線作成業務委託料、小野町森林環境譲与税基金積立金、教育費において、スクールバス車両修繕料、公民館雁股田分館活用に伴う施設修繕料等及び指定管理料、諸支出金において、財政調整基金積立金、公共施設等建設準備基金積立金であります。

減額となる主なものは、衛生費において、廃棄物処理共同事業負担金、たむら水再生センター負担金であります。

第2表地方債補正につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことから、限度額を69万3,000円増額し、980万円とするものであります。

次に、議案第52号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に3,202万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億8,918万3,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきまして、増額となる主なものは、繰入金において、他会計繰入金、繰越金において、前年度繰越金であります。減額となるものは、国民健康保険税において、一般被保険者国民健康保険税であります。

歳出につきましては、初めに、一般会計と同様に人件費について所要の補正額を計上しているほか、増額となる主なものは、総務費において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等業務委託料、保険給付費において、出産育児一時金、国民健康保険事業費納付金において、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、減額となるものは、国民健康保険事業費納付金において、介護納付金分、予備費において、歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第53号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に86万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,548万7,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきまして、増額となるものは、繰越金において、前年度繰越金、歳出につきまして、増額となるものは、後期高齢者医療広域連合納付金において、保険料納付金、諸支出金において、過年度保育料還付金であります。

次に、議案第54号 令和6年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に5,928万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億8,134万2,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきまして、増額となる主なものは、県支出金において、福島県地域包括ケアシステム深化・推進事業補助金、繰入金において、事務費繰入金、繰越金において、前年度繰越金、歳出につきまして、増額となる主なものは、地域支援事業費において、地域包括ケアシステム深化・推進事業

に係る各種経費、諸支出金において、過年度国県等交付金返還金、予備費において、歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第55号 令和6年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に105万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,818万5,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきまして、増額となるものは、繰越金において、前年度繰越金、歳出につきまして、増額となるものは、諸支出金において、消費税及び地方消費税納付金、予備費において、歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第56号 令和6年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に35万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を248万7,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきまして、増額となるものは、繰越金において、前年度繰越金、歳出につきまして、増額となるものは、基金造成費において、文化・体育振興基金積立金であります。

次に、議案第57号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。補正の内容につきましては、収益的収入及び支出につきまして、支出のみの補正となります。支出は1億5,514万4,000円で、当初予算に対し26万6,000円増額となるものであります。

主な内容であります。増額となるものは、水道事業費用において、通信運搬費、手数料であります。

第3条、予算第5条に定めた企業債の補正につきましては、金融機関の利率引上げに伴い、1.0%以内を2.0%以内に補正するものであります。また、資本的収支におきましては、補正はないものであります。

議案第51号から議案第57号までの補正予算案件7件につきましてご説明申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第51号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第51号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第51号について質疑を終わります。

◎議案第52号～議案第57号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第52号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第57号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）までの6議案について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第52号から議案第57号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第58号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第23、議案第58号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第58号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 人事案件1件についてご説明申し上げます。

議案第58号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、本年9月28日で任期満了となります現委員の小野町大字谷津作字南作48番地、郡司初夫氏を再度、小野町固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和6年9月29日より令和9年9月28日までの3年間の任期となるものであります。

以上、議案第58号の人権案件1件につきましてご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第58号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第58号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第58号について質疑を終わります。

◎議案第58号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第58号 小野町固定資産評価委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員です。

したがって、議案第58号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第59号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第24、議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第59号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 人権案件1件についてご説明申し上げます。

議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、本年12月31日で任期満了となります現委員の長谷川喜久子氏から、本任期満了をもって退任したい旨の申出があったため、人格、識見とも優れている小野町大字小野新町字寺下76番地の16、山名初江氏を人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和7年1月1日より令和9年12月31日までの3年間の任期となるものであります。

以上、議案第59号の人事案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第59号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第59号について質疑を終わります。

◎議案第59号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任とする意見に賛成する議員

の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とする意見に決定いたしました。

◎議案第60号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第25、議案第60号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第60号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 人事案件に1件についてご説明申し上げます。

議案第60号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、本年11月4日で任期満了となります現委員の小野町大字皮籠石字漆平83番地、間野泰博氏を再度、小野町教育委員会の委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和6年11月5日より令和10年11月4日までの4年間の任期となるものであります。

以上、議案第60号の人事案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第60号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第60号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第60号について質疑を終わります。

◎議案第60号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第60号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第60号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第61号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第26、議案第61号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第61号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 人事案件1件についてご説明申し上げます。

議案第61号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてであります。現委員の先崎千吉子氏より、任期満了日の本年11月4日をもって退任したい旨、申出があったことから、後任といたしまして、新たに小野町大字谷津作字中沢49番地2、草野妃都美氏を委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

草野氏は、人格、識見ともに優れており、教育委員として適任者であると考え、提案申し上げるものであります。

なお、任期につきましては、令和6年11月5日から令和10年11月4日までの4年間の任期となるものであります。

以上、議案第61号の人事案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第61号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第61号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第61号について質疑を終わります。

◎議案第61号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第61号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第61号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第27、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第28、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第8号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情書の写しはお手元に配付のとおりであります。

◎報告第4号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第29、報告第4号 令和5年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 報告第4号 令和5年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年度の決算における健全化判断比率として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標と併せて、公営企業会計の小野町水道事業会計及び小野町浄化槽整備推進事業特別会計の資金不足比率を報告するものであります。実質公債費比率につきましては、前年度より0.2%高い4.9%であります。

なお、実質公債費比率以外の指標につきましては、一般会計及び各特別会計の実質収支は黒字であり、また、公営企業会計の資金不足も生じていないなどから、それぞれの比率は算出されないものであります。

以上、報告第4号 令和5年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてのご報告といたします。

◎発言の訂正について

○議長（田村弘文君） ここで、議案第41号の訂正について、再度報告いたします。

これについては、小野町の議会運営基準第94条、執行機関の発言の取消しと訂正についてという項目がございまして、その取扱いについては、議員の発言の取消し等とか訂正と同じくするという事になっております。

議員については第93条の中で、発言を訂正したときはということで、これを議長が許可した場合は、会議録原本にはその部分について棒線をし、訂正した発言を記載した付箋を添付するという事になっておりますので、先ほどの運用と運営については、そのような取り計らいを行いたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前11時23分